

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

さいたま市教育委員会規則第13号

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(届出)</p> <p>第3条 教職員は、新たに条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項の教職員たる要件を具備するに至った場合には、別に定める通勤届により、その通勤の実情を速やかに市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。同項の教職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。</p> <p><u>(1) 住居、通勤経路、通勤方法若しくは条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第5項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金の額に変更があった場合</u></p> <p><u>(2) 第12条各号の教職員たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p>2 教職員は、前項第1号に掲げる変更により条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項の教職員たる要件を具備しなくなった場合には、その旨を速やかに委員会に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(確認及び決定)</p> <p>第4条 委員会は、教職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準じるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は第15条第1項に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐</p>	<p style="text-align: center;">(届出)</p> <p>第3条 教職員は、新たに条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項の教職員たる要件を具備するに至った場合には、別に定める通勤届により、その通勤の実情を速やかに市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。同項の教職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 教職員は、前項後段に掲げる変更により条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項の教職員たる要件を具備しなくなった場合には、その旨を速やかに委員会に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(確認及び決定)</p> <p>第4条 委員会は、教職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準じるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第16条において読み替え</p>

車場等の料金の額を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等 (条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第3項に規定する新幹線鉄道等 (以下「新幹線鉄道等」という。)) 以外の交通機関等をいう。以下同じ。) に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第8条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額 (次項及び第11条第2号において「運賃等相当額」という。) は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間 (条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第9項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。) と同じくする定期券の価額

イ [略]

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分 (交替制勤務に従事する教職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分) の運賃等の額

(3) 委員会の定める普通交通機関等 委員会の定める額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

て準用する職員給与条例第15条第1項の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第8条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額 (以下「運賃等相当額」という。) は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間 (条例第16条において準用する職員給与条例第15条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。) と同じくする定期券の価額

イ [略]

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分 (交替制勤務に従事する教職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分) の運賃等の額

(3) 委員会の定める交通機関等 委員会の定める額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

(自動車等使用者の支給額)

第9条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 1万400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 1万3,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 1万6,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 1万9,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 2万2,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 2万5,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 2万9,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 3万2,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 3万5,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 3万8,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 4万2,200円
- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 4万5,700円
- (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 4万9,200円
- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 5万2,700円
- (18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 5万6,200円
- (19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 5万9,600円
- (20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 6万3,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 6万6,400円

第10条 [略]

第9条 [略]

(併用者の区分及び支給額)

第11条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる教職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項第3号に掲げる教職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である教職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額
- (2) 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項第3号に掲げる教職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする教職員（次号において「駐車場等利用教職員」という。）にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）以上である教職員（前号に掲げる教職員を除く。） 同条第2項第1号に定める額
- (3) 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項第3号に掲げる教職員のうち、1月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額（駐車場等利用教職員にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）未満である教職員（第1号に掲げる教職員を除く。） 同条第2項第2号に定める額

(育児、介護等のやむを得ない事情がある者等)

第12条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第3項の遠方に居住する

(併用者の区分及び支給額)

第10条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる教職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項第3号に掲げる教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である教職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1月当たりの運賃等相当額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項第3号に掲げる教職員のうち、1月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である教職員（前号に掲げる教職員を除く。） 同項第1号に定める額
- (3) 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項第3号に掲げる教職員のうち、1月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である教職員（第1号に掲げる教職員を除く。） 同項第2号に定める額

教職員で、育児、介護等のやむを得ない事情がある者として教育委員会規則で定めるものは、新幹線鉄道等を利用する距離が片道50キロメートル以上の者のうち、次に掲げる者とする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された教職員（以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定により採用された教職員（以下「任期付短時間勤務教職員」という。）、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第9条第1項又は育児休業法第6条第1項第1号の規定により採用された教職員及び法第22条の3第1項、育児休業法第6条第1項第2号又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項に規定により採用された臨時的任用に係る教職員を除く。

- (1) 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。）
- (2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けた教職員（同条第2項第1号の部分休業の承認を受けた教職員に限る。）
- (3) さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）第18条に規定する介護休暇の承認を受けた教職員
- (4) さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第19条に規定する介護時間の承認を受けた教職員

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第13条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第17条第2項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この

場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(権衡教職員等の範囲等)

第14条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項に規定する教育委員会規則で定める者は、国又は他の地方公共団体の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となった者で、新幹線鉄道等を利用する距離が片道50キロメートル以上のものとする。

2 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の規定による当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居は、委員会が別に定める。

3 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項に規定する任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める教職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける教職員となった者とする。

4 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員は、委員会が別に定める。

(駐車場等の要件等)

第15条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第5項の教育委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準じるものとして委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 教職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について教職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第13条において読み替えて準用する職員給与条例第10条第2項に規

定する扶養親族（教職員の配偶者の扶養親族を含む。）に料金を支払うこととなる施設でないこと。

(4) 教職員が自ら1月以上借り受けている施設であること。

2 条例第16条において読み替えて準用する職員給与と条例第15条第5項の教育委員会規則で定める教職員は、第11条第2号に掲げる教職員とする。

3 条例第16条において読み替えて準用する職員給与と条例第15条第5項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。ただし、定年前再任用短時間勤務教職員、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。）又は任期付短時間勤務教職員であつて、1月当たりの通勤所要回数（平均）が10回に満たない教職員には、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、その額が2,500円を超える場合にあつては2,500円）とする。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号ア及びイに定める額を合計した額

第16条 [略]

（支給日等）

第17条 通勤手当は、支給単位期間（次項に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（第19条第2項第2号及び第22条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、給料の支給日までにこの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときはその日後に、教職員が離職し、又は死亡したとき

第11条 [略]

（支給日等）

第12条 通勤手当は、支給単位期間（次項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（第17条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、給料の支給日までにこの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときはその日後に、教職員が離職し、又は死亡したときはその際支給する

はその際支給することができる。

- 2 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第7項の教育委員会規則で定める通勤手当は、1月当たりの運賃等相当額等（第11条第3号に掲げる教職員に係るものを除く。）、条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第2号に定める額（第11条第2号に掲げる教職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第5項第1号に定める額の合計額（第19条第2項において「1月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第7項の教育委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第18条 [略]

（返納の事由及び額等）

第19条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第8項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) [略]
- (2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

ことができる。

- 2 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第3項の教育委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の教育委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 教職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第16条において準用する職員給与条例第15条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (2) 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第13条 [略]

（返納の事由及び額等）

第14条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) [略]
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において法第28条第2項若しくはさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条第1項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定により派遣され、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又はさいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号）第2条の規定により自己啓発等休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第21条第2項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

2 条例第16条において読み替えて準用する職員給与と条例第15条第8項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹

(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくはさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条第1項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定により派遣され、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又はさいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号）第2条の規定により自己啓発等休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第16条第2項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第16条において読み替えて準用する職員給与と条例第15条第4項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる教職員にあつては、1月当たりの運賃等相当額及び条例第16条において読み替えて準用する職員給与と条例第15条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の

線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ [略]

(2) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 前号イに掲げる場合 委員会の定める額

3 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第8項の規定により教職員に前項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第20条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第9項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別

払戻しを、委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ [略]

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第12条第2項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。） 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ウ 前号イに掲げる場合 委員会の定める額

3 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の規定により教職員に前項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第15条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第5項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間

料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ [略]

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第8条第1項第3号の委員会の定める普通交通機関等 1月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他委員会の定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第21条 支給単位期間は、第18条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3 [略]

第22条 [略]

(事後の確認)

第23条 委員会は、現に通勤手当の支給を受けている教職員について、その者が条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項の教職員たる要件を具備すること及び通勤手当の額が適正であることを当該教職員に定期券等の提示若しくは第15条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金の額を証明する書類の提出を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

第24条 [略]

イ [略]

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は第8条第1項第3号の委員会の定める交通機関等 1月

2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他委員会の定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第16条 支給単位期間は、第13条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3 [略]

第17条 [略]

(事後の確認)

第18条 委員会は、現に通勤手当の支給を受けている教職員について、その者が条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項の教職員たる要件を具備すること及び通勤手当の額が適正であることを当該教職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

第19条 [略]

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き教職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号。以下「条例」という。）第16条において読み替えて準用するさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年さいたま市条例第5号）第1条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下この項において「改正前の職員給与条例」という。）第15条第2項第1号に規定する1月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前のさいたま市教職員の通勤手当に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第10条第3号に掲げる教職員に係るものを除き、2以上の交通機関等（条例第16条において読み替えて準用する改正前の職員給与条例第15条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。以下この項において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の1月当たりの運賃等相当額」という。）及び同条第2項第2号に規定する額（改正前の規則第10条第2号に掲げる教職員に係るものを除く。以下この項及び次項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）をその支給単位期間（条例第16条において読み替えて準用する改正前の職員給与条例第15条第5項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額の合計額が15万円を超えている教職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち交通機関等及び同条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5,000円を超える場合のものであつて、施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第12条第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている教職員には、当該通勤手当が支給されている間、改正前の1月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から5万5,000円を減じて得た

額を、支給単位期間を1月とする通勤手当として支給する。

(駐車場等を利用している教職員に関する経過措置)

- 4 施行日前から駐車場等(条例第16条において読み替えて準用するさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和8年さいたま市条例第5号)第1条による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例第15条第5項に規定する「駐車場等」をいう。)を利用している教職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の教職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後のさいたま市教職員の通勤手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

(暫定再任用等に関する経過措置)

- 5 暫定再任用教職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員をいう。次項において同じ。)は、定年前再任用短時間勤務教職員(改正後の規則第12条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務教職員をいう。以下同じ。)とみなして、改正後の規則第12条第1項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務教職員(暫定再任用教職員で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。)は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、改正後の規則第15条第3項の規定を適用する。